社会保険 ひょうご

2010 9 September

発行／財団法人兵庫県社会保険協会　〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目9-26　TEL(078)393-0211
＊当協会は、会費で運営されています。国等からの補助金等は一切受けておりません。

特　集
- ●被扶養者認定の取扱いについて
- ●国民年金第3号被保険者制度について
- ●厚生年金保険の保険料率が本年9月分から改定されます
- ●高額介護合算療養費制度について
- ●生活習慣病予防健診機関の追加について
- ●協会けんぽ兵庫支部メールマガジン配信サービスのご案内
- ●「社会保険実務講習会」および「社会保険ボウリング大会」参加者募集中!

（西宮市：今津六角堂）

協会とあなたを結ぶ「社会保険ひょうご」みなさんに回覧しましょう

http://www.hyougo-shahokyo.or.jp/

被扶養者認定の取扱いについて

健康保険では、被保険者本人だけではなく、その扶養家族にも、病気・けが・死亡または出産について保険給付が行われます。

この扶養家族のことを健康保険では「被扶養者」といいますが、その「被扶養者」となるためには、以下のような条件があります。また被扶養者に該当していることを年金事務所に届け出て認定を受けることが必要です。

被扶養者の範囲

(1)主として被保険者の収入によって生計を維持している次の人

ア　被保険者の直系尊属

被保険者の父母、祖父母、曾祖父母等で、配偶者の父母等は次の(2)で説明します「3親等内の親族」に入ることになります。

イ　被保険者の配偶者

配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にある人、すなわち内縁関係にある配偶者も含まれます。

ただし、この場合の内縁とは届け出をすれば当然に法律上の配偶者となり得る状態にある人でなければなりません。

ウ　被保険者の子、孫および弟妹

子とは、民法上の実子、養子のことをいいます。

(2)主として被保険者の収入によって生計を維持し、かつ被保険者と同一世帯に属している次の人

ア　前記ア、イ、ウ以外の3親等以内の親族

イ　内縁関係にある配偶者の父母および子

これらの親族等の場合は、(1)の親族と違って「被保険者と同一世帯に属していること」というもう一つの要件が必要となります。

「同一世帯」とは、「被保険者と住居および家計を共にする」こととされています。

なお、3親等の親族については下図を参考にしてください。

【3親等内の親族図】

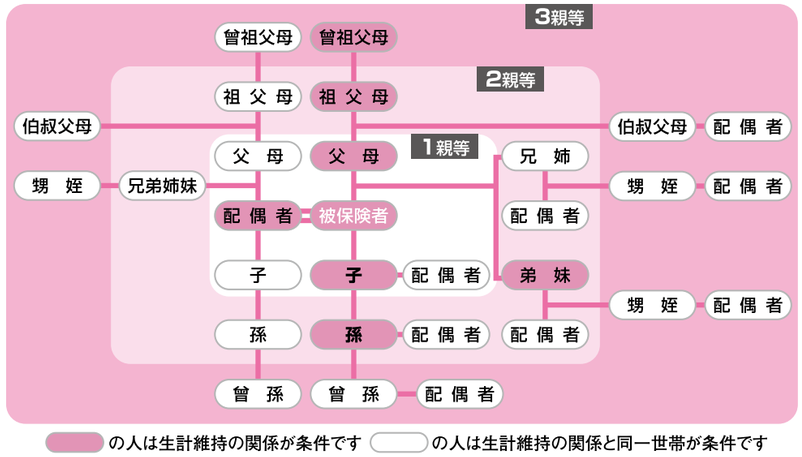

生計維持の基準

前記「被扶養者の範囲」の説明で、「主として被保険者の収入により生計を維持している人」の認定は、次の基準で取扱うこととされています。

(1)認定の対象となる家族(以下「認定対象者」といいます)が被保険者と同一世帯に属している場合は、原則として認定対象者の収入がないか、または恒常的な年間の総収入の額が130万円未満で、被保険者の年収の半分未満であるときは被扶養者となります。

ただし、認定対象者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、年収が130万円未満で、被保険者の年収を上回らないときは、その世帯の生計の状況を総合的にみて、被保険者が生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは被扶養者として取扱われます。

(2)認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合は、認定対象者の収入がないか、または恒常的な年間の総収入の額が130万円未満であって、かつ被保険者からの援助金(仕送り額)より少ないときは原則として被扶養者として取扱われます。

(3)認定対象者が60歳以上の人である場合、またはおおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合については、収入の基準が180万円未満とされています。

以上、(1)から(3)までの基準によって取扱われるのが原則ですが、実際には、生活実態がさまざまですので、(1)から(3)までの取扱いにより認定を行うことが生活実態に著しくかけ離れたものとなり、社会通念上妥当性を欠くと認められる事例については、その具体的な事情に照らして最も妥当と認められる取扱いをすることになります。

このようなことから、被保険者、事業主の皆さんは被扶養者の届け出をされる場合、「健康保険被扶養者(異動)届」の各項目についてもれなく正確に記入し、届け出るように留意しましょう。

また、20歳以上60歳未満の配偶者が被扶養者に認定された場合は、国民年金第3号被保険者となりますので「健康保険被扶養者(異動)届」と複写帳票になっております「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)・資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更(訂正)届」についても正しく記入し、あわせて届け出るようにしましょう。詳しくは、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

国民年金第3号被保険者制度

第3号被保険者は、20歳以上60歳未満の方で、第2号被保険者に扶養されている方が該当します。

Q どんな時に届出が必要か?

○お届けは、原則として第2号被保険者の勤務する事業主が提出することになっています。

A1: 第3号被保険者になるとき

①結婚して夫(妻)の扶養に入る時
②退職して夫(妻)の扶養に入る時※
③収入が減少し夫(妻)の扶養に入れるようになった時
④就職した夫(妻)の扶養に入る時
⑤扶養に入っている妻(夫)が20歳になった時

こんなときはご注意ください。
※退職(第2号被保険者の資格喪失)後、しばらくしてから配偶者に扶養されるようになった。
(例)結婚の準備のために早めに退職し、しばらくしてから入籍して扶養されるようになった。
→　このような場合、退職した時点で、国民年金第1号被保険者の手続きをし、その後、配偶者に扶養されるようになった時点で、第3号被保険者のお届けをしていただくことになります。

A2: 第3号被保険者でなくなるとき

①第3号被保険者の方が就職(厚生年金・共済年金に加入)した時

→ 就職先から被保険者取得届が提出されますので、届出は不要です。

②収入増加等で扶養から外れた時
③配偶者が退職(第2号被保険者の資格を喪失)した時
④離婚した時
⑤第2号被保険者である配偶者が65歳の誕生日を迎えた時

→ 第3号被保険者から第1号被保険者となりますので、お近くの市区町村役場で種別変更の手続きを行ってください。

Q 第3号被保険者の特例制度とは?

A：過去に第3号被保険者該当届の提出がされていなかった為に第3号被保険者に該当しなかった期間に対して、今から遡ってお届けいただける制度が、平成17年4月より始まりました。詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

Q 第3号被保険者の住所が変わった時は?

A：第3号被保険者の方の住所が変わった時は、第2号被保険者の勤務先の事業主が住所変更届を提出することになっています。提出忘れのないよう、ご注意ください。

平成22年9月分(11月1日の納期分)から厚生年金保険の保険料率が改定されます

(現行)
●一般の被保険者の方……15.704%
●日本たばこ産業株式会社の被保険者の方……15.704%
●旅客鉄道会社等の被保険者の方……15.704%
●農林漁業団体の事業所の被保険者の方……15.704%

→ (平成22年9月～) **16.058%**

(現行)
●坑内員・船員の被保険者の方……16.448%

→ (平成22年9月～) **16.696%**

なお、保険料額表については、年金事務所より8月に送付されておりますが、日本年金機構のホームページ(http://www.nenkin.go.jp/)からもご覧いただけます。お問い合わせ先は、管轄の年金事務所となります。また、厚生年金基金に加入する方の保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合せください。

事業主・加入者の皆様へ

高額介護合算療養費制度について

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用されている(注)世帯の自己負担が高額になった場合、申請により払い戻しが受けられます。

（注）医療保険・介護保険いずれかの負担がない場合は対象となりません。

制度の概要

医療保険における同世帯（7月31日時点での被保険者の方および被扶養者の方）で、計算期間中（毎年8月から翌年7月）の医療保険の一部負担金※と介護保険の利用者負担額※を合計した額が下記の基準額を超えた場合に医療保険と介護保険からそれぞれ払い戻されます。ただし払戻額が501円以上の場合に限ります。

※高額療養費・高額介護サービス費を除く自己負担額が対象となります。70歳未満の方の医療費については同一の月に同一の医療機関での負担額が2万1千円以上ある場合に合算対象となります（食事代・室料差額等は含みません）。

基準額（高額介護合算療養費の自己負担限度額）

所得区分＼制度		医療保険＋介護保険	
		70歳未満の方	70歳～74歳の方
上位所得者(※1) 現役並み所得者(※2)		126万円	67万円
一般所得者		67万円	56万円
市区町村民税非課税者	Ⅱ	34万円	31万円
	Ⅰ(※3)		19万円

（※1）上位所得者とは標準報酬月額が53万円以上の被保険者（70歳未満）とその被扶養者をいいます。
（※2）現役並み所得者とは標準報酬月額が28万円以上の被保険者（70歳～74歳）とその被扶養者をいいます。
（※3）被保険者が市区町村民税非課税の場合（Ⅱ）のうち、世帯員全員の所得が年金収入80万円以下等の場合をいいます。

申請から支給までの流れ

1 介護保険に申請する

介護保険者（市区町村）に申請を行います。
市区町村では、申請受付後、「介護保険自己負担額証明書」を申請者に交付します。

2 医療保険に申請する

高額介護合算療養費支給申請書に「介護保険自己負担額証明書」を添付して、7月31日現在加入の医療保険者に申請を行います。

3 支給額が決定される

医療保険者への申請受付後、医療保険と介護保険からの支給額が算定されます。

4 医療保険・介護保険それぞれから支給を受ける

医療保険、介護保険それぞれから、支給されます。

高額介護合算療養費制度についてのお問い合わせ先

全国健康保険協会　兵庫支部　業務グループ　　TEL(078)252-8703(直通)

生活習慣病予防健診・特定健診実施中！

生活習慣病予防健診 実施機関の追加について

平成22年9月1日付で新たに下記の健診機関と契約を締結しましたので、ご利用ください。

健診機関名	大久保病院　健康管理センター
所在地	明石市大久保町大窪2095-1
健診機関コード	2812002430
電話番号	078-935-2636

※詳しくは、大久保病院健康管理センターにお問い合わせください。

兵庫支部メールマガジン配信サービスのご案内

兵庫支部では、加入者の皆様への新たな情報発信ツールとして、平成22年8月よりメールマガジンの配信を開始しております。健康保険に関する最新情報や制度改正、給付金申請手続き、健診のご案内等、事業主・加入者の皆様にとって有益な情報をいち早くお届けいたします。

パソコンのEメールアドレスをお持ちの方であれば、どなたでも無料でご利用いただけますので、ぜひご登録ください。

登録から配信までの流れ

ステップ1
パソコンから登録を行います。

ステップ2
メールアドレス登録後完了メールが届きます。
登録完了しました

ステップ3
登録したメールアドレスにメールマガジンが届きます。

登録につきましては、協会けんぽ兵庫支部のホームページからお手続きください。
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,44612,99,619.html

協会だより 「社会保険実務講習会」

「社会保険実務講習会」にご参加を!

11月の社会保険実務講習会は新規適用事業所・新任事務担当者を対象として開催を予定しております。
下記の要領で実施いたしますのでぜひご参加ください。

●参加費　無　料
●応募締切　10月8日（金）必着
●募集方法　受講希望の方は、締め切り日までに申込書（コピー可）に必要事項をご記入いただき、下記宛先までお申込みください。
後日、応募結果等について通知いたしますので、必ず返信用封筒に宛先ご記入の上、80円切手を貼って同封してください。
応募者多数の場合は抽選とします。
【会員以外の参加者については3,000円(実費程度)が必要です。】
【受講申込時に協会への加入申込みをされた場合、参加費は不要です。
講習会参加申込書の協会加入欄*に○印をご記入ください。】

実務講習会スケジュール

会場番号	会場・住所・TEL	開催日	開催時間	講師	内容
1	姫路市市民会館　中ホール 姫路市総社本町112番地 079-284-2800	11月 9日(火)	13:30～16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 北野 香織 先生	・厚生年金給付 全般
2	加古川市立勤労会館　301号室 加古川市野口町良野1739 079-426-1431	11月11日(木)	13:30～16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 沼澤 郁美 先生	
3	豊岡市民会館　講座室 豊岡市立野町20-34 0796-23-0255	11月11日(木)	13:30～16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 宇谷 清 先生	
4	尼崎市立労働福祉会館　中ホール 尼崎市東難波町4丁目18-32 06-6481-4561	11月18日(木)	13:30～16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 西田 春一 先生	
5	神戸市勤労会館　308号室 神戸市中央区雲井通5丁目1-2 078-232-1881	11月25日(木)	13:30～16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 松永 和美 先生	

※専用駐車場(無料駐車場)を完備していない会場、駐車台数に制限がある会場等がありますのでご来場の際には、公共交通機関を利用していただきますようお願いいたします。

申込・問い合わせ先　〒650-0012　神戸市中央区北長狭通4丁目9-26
財団法人兵庫県社会保険協会　講習会係　　電話　078-393-0211

講習会参加申込書　(2名まで参加可)

(ふりがな) 参加者氏名	①	②	連絡先電話番号
事業所名			事業所整理記号
所在地			平成22年度協会費納入年月日 年　月　日
参加会場 希望会場番号に○印	1・2・3・4・5		＊協会加入 加入希望

※上記情報は、申込・受付事務および応募結果発送以外に使用いたしません。

「社会保険ボウリング大会」参加者募集中!

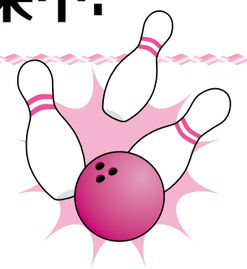

社会保険ボウリング大会参加者募集

今回の募集は4支部で、被保険者の皆様の体育活動を奨励し、健康の保持増進を図ることを目的として、恒例のボウリング大会を下記のとおり開催いたしますので、奮ってご参加ください。

西宮支部

西宮年金事務所管内の事業所……定員23チーム(69名)1事業所4チームを限度
(財)兵庫県社会保険協会西宮支部主催　第38回社会保険ボウリング大会
◇日　時:平成22年11月12日(金)集合　午後6時00分　開始　午後6時30分
◇場　所:BOWLトマト　西宮市室川町　電話0798-72-9011
◇参加金1チーム3,600円(2ゲーム)

姫路支部

姫路年金事務所管内の事業所……定員30チーム(90名)1事業所2チームを限度
(財)兵庫県社会保険協会姫路支部主催　第21回社会保険ボウリング大会
◇日　時:平成22年11月19日(金)集合　午後6時15分　開始　午後6時45分
◇場　所:姫路スターレーン　姫路市南畝町　電話079-222-2091
◇参加金1チーム4,770円(3ゲーム)

豊岡支部

豊岡年金事務所管内の事業所……定員10チーム(30名)
(財)兵庫県社会保険協会豊岡支部主催　第3回社会保険ボウリング大会
◇日　時:平成22年11月21日(日)集合　午前10時15分　開始　午前10時45分
◇場　所:ジョイプラザ豊岡店　豊岡市加広町　電話0796-29-0102
◇参加金1チーム1,800円(2ゲーム)

加古川支部

加古川年金事務所管内の事業所……定員20チーム(60名)
(財)兵庫県社会保険協会加古川支部主催　第19回社会保険ボウリング大会
◇日　時:平成22年12月3日(金)集合　午後6時00分　開始　午後6時30分
◇場　所:ニッケパークボウル　加古川市加古川町寺家町　電話079-427-8900
◇参加金1チーム2,100円(2ゲーム)

(※競技方法・留意事項等については、裏面をご覧ください。)

●競技方法

① 1チーム3名で編成し、1人2～3ゲーム（支部により異なる）の投球を行いトータルスコアの合計点で団体戦の順位を決定する。また、この時に個人戦の得点も兼ねる。

② ハンデは、女子1ゲームにつき20点とする。

③ 大会当日3名そろわなかったチームは、個人戦のみの参加とする。

●表彰【参加チーム・参加人数により変更することがあります】

① 団体の部　　優勝、準優勝

② 個人の部　　優勝、準優勝、飛び賞等

③ 参加者全員に参加賞

●留意事項

① 申込みは、右記の様式（コピー可）で
平成22年10月15日（金）までに
〒650-0012　神戸市中央区北長狭通4-9-26
（財）兵庫県社会保険協会事業係 宛
参加金（ゲーム代相当）と一緒に現金書留で送付してください。

② 受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。

③ 直前で参加を取り消された場合は、参加金をお返しできない場合があります。

④ 貸し靴は自己負担でお願いします。

第　回社会保険ボウリング大会申込書

チーム	事業所整理記号及び被保険者番号	（ふりがな）被保険者氏名	被保険者資格取得年月日	性別	備考
A			S H ・ ・	男・女	
			S H ・ ・	男・女	
			S H ・ ・	男・女	
B			S H ・ ・	男・女	
			S H ・ ・	男・女	
			S H ・ ・	男・女	
C			S H ・ ・	男・女	
			S H ・ ・	男・女	
			S H ・ ・	男・女	

上記のとおり申し込みます。
平成　　年　　月　　日
（財）兵庫県社会保険協会　　支部長　様

平成22年度協会費納入年月日　　年　　月　　日
事業所所在地　〒　　－
事業所名称　　㊞
申込責任者氏名
電話番号

※申込書にご記入いただきました情報は、本件ご利用に関すること以外には使用いたしません。

★上記申込書記載順の投球順となります。（前日まで変更可）

備えてあんしん ローゴヨーイ・ドン！ 老後用意

国民年金基金の3つのメリット

1 掛金は自由に設定。少ない掛金でも始められ、将来も一定です。

2 掛金は全額所得控除で、税金がお得。万が一の時には、ご家族に一時金も。

3 基本は終身年金。だから一生涯お受取り。確実に自分の年金につながります。

自営業、フリーランスの方など、国民年金の保険料を納めている60歳未満の方（国民年金の第1号被保険者）がご加入できる公的な年金制度です。

自由なプランで掛金設定。ライフサイクルに応じて増減も可能です。

掛金は、年金の型と口数の組み合わせで自由に設定ができ、あなたにぴったりのプランがつくれます。また、口数単位であれば、加入後に途中変更も可能。各型の掛金額は加入時の年齢により異なりますので、詳しくは国民年金基金までお問合せください。

1口目としてA型、2口目にI型を1口加入した場合

35歳（誕生月）に加入の男性の場合

掛金額	受取額	
60歳までお支払い	65歳～80歳	80歳～終身
月額16,025円	月額3万円	月額2万円

※加入中、受給中（保証期間）に死亡した場合、遺族一時金が受け取れます

35歳（誕生月）に加入の女性の場合

掛金額	受取額	
60歳までお支払い	65歳～80歳	80歳～終身
月額17,885円	月額3万円	月額2万円

※加入中、受給中（保証期間）に死亡した場合、遺族一時金が受け取れます

お問い合せ・資料請求はフリーダイヤルで　0120 FreeDial 0120-65-4192（ローゴ ヨイ クニ）　月～金 9:00～17:30

●詳しい情報はホームページでもご覧いただけます。　兵庫県国民年金基金　検索

今と未来に確かなメリット
兵庫県国民年金基金
〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5-1-14　神戸商工貿易センタービル10F